

が既然として起つてゐる、茲等は次の諸点を指摘し、とお改正を要求する。

一、現行法に、事務上の傷病と業務外の傷病とを包羅して居るか為め種々の不都合を生ずる故、兩者を別個の制度に區らしめねばならぬ。而して左者り業務上の傷病は工場法鉱山労働組合規則にゆづり更に土木建築交通運輸石炭等並諸工業的企業航海漁業等に生じと同様の格付をなす機を作り健康保険法は業務外の負傷疾病患者の保険を取扱ふこと、すら。

二、被保険者の範囲を拡張し一切の被労者に及ぼすこと

三、政府の負担額は一定額（現在被保険者一人にナニ円）を限定せざるを可とし出来得る限り増額さればさうめ少くとも未だ得る限り増額さればならぬ少くとも来年度以降一人あたり内總額一千円以上を支出すること

四、労働者の疾病は多く衛生施設や不備過労等に基因するか故に資本家が負担を現在以上に増加するを当然とするが、但し大資本家と小資本家とを一様にせず负担の差等を設くるを可とすること

五、現在工場及鉱山労働者の平均月収は約五十円に過ぎずこれを最低限次の生活費であるが政府の云ふかことく現在以上に更に保険料率を増加し百分の三とするかことには労働者の生活を有感するものであらむ現在のまゝ据置くこと

六、医療給付を完全にして被保険者の家族に及ぼすこと

七、医療制度改善のため七日政府と日本医師会、日本歯科医師会等との總括的契約を以て専ら専属保険医制度を採用すること

八、被保険者としての医療施設を企業とする可とす

九、被保険者を簡単にし殊に金銭愛取を簡略にし又失業の場合別段の手続を要せし
て被保険者たる資格を保持すること

十、被保険組合の理事長は被保険代表者の理事中よりおし得るよろに改めること

十一、保険料率を減額を認むること

十二、全労働階級の加入を要求してある。

(四) 労働組合法・制定

勞働者の固有権は過去十数年に亘る國が労働組合の苦闘にもかくはらず今なお法律上の保障を得て居ない、我等は我等の生命であつて國が労働組合を實力を以て獲得し實力を以て守つてゐる、然し國家が眞に労働組合の健実を石養護を希望するならば國が権を確保する労働組合法を一日も早く制定すべく其定を全文を労働組合法を即時制定せよ！